茨城県地震保険・共済加入促進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県地震等災害保険・共済加入促進協議会(以下「協議会」という。)の設置に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 協議会は、関係団体が連携し、茨城県における地震等自然災害リスク、地震等災害に関する保険・共済加入をはじめとした自助による地震等自然災害への備えについて普及啓発を行い、地震等自然災害発生後の茨城県民の迅速な生活再建に資することを目的とする。

(組織)

- 第3条 協議会は会員及び協賛会員をもって構成する。
- 2 会員は別表1の者をもって充てる
- 3 協賛会員は、前条の目的に賛同する団体等で、協議会の活動に協力する者をもって充てる

(活動)

- 第4条 協議会は第2条の目的を達するため、次に掲げる事項を実施する。
 - (1) 地震等災害に関する保険・共済加入をはじめとした自助による備えの普及啓発事業の計画策定に関すること。
 - (2) 地震等災害に関する保険・共済加入をはじめとした自助による備えの普及啓発事業の実施に関すること。
 - (3) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

(役員)

- 第5条 協議会に会長を置き、会員から選出する。
- 2 任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

(会議)

- 第6条 会議は会員をもって構成する。
- 2 会議は会長が招集し、議長は会長が務める。
- 3 会議の議事は、会員の出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議は、第4条に規定する事項を行うため、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。
- (1) 協議会の活動方針に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 本要綱の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関して必要なこと。

5 会長は、必要があると認めたときは、会員以外の者に対して会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

- 第7条 協議会の事務を処理するため、事務局をおく。
- 2 事務局は、会長を所属する会員団体が担うものとする。

(経費)

- 第8条 協議会の運営に要する費用は、会員の負担金等をもって充てる。
- 2 負担金の額については、会議において定める。
- 3 協議会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(雑則)

第9条 本要綱に定めることのほか、必要な事項は会議において別に定める。

附則

- この要綱は、平成29年6月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年11月15日から改定する。